

メールアドレス kugikai@city.chiyoda.lg.jp

ホームページアドレス <http://kugikai.city.chiyoda.tokyo.jp>

の答弁もあった。また、補助金見直しの着手、女性のがん対策の推進、緊急通報システムの抜本的な見直し等、評価できるものである。今後、重要議題の検討、施策の推進にあたっては、議会と十分議論し、行っていくことを要望し、決算認定に賛成する。(大串)

防災施策として防災計画を完備し、庁内に女性部会を設置する等、3・11を教訓にしたきめ細かい体制が確立されつつあると評価できる。また、介護保険等、国の制度変更に伴う区民の負担に対し、在宅支援ホームヘルプサービス等保険外の一般施策を上乗せ、横出ししており、現実的な支援として区民にとって心強い対応といえる。来年は、消費税増税等、区民にとって更に負担がかかることが想定される。来年度予算も、引き続き安心して生活できる編成になることを求め、決算の認定に賛成する。(岩佐)



九段坂 (常燈明台)

今定例区議会で可決した意見書・決議(全文) 地方の役割分担に見合った税財源の拡充を求める意見書 (10/17可決)

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。行政サービスを提供ついで、地方と国の割合は、約6:4であり、住民サービスの多くを地方が担っているが、それに必要な財源である地方税の収入割合は約4割でしかない。その結果、多くの地方自治体では巨額の財源不足が生じている。地方自治体の財政状況

改善のためには、まずは国から地方への税財源移譲を行うことなどにより、地方税財源の拡充を図ることが重要である。しかし、平成20年度税制改正では、地方固有の法人事業税を地方間の財源調整に用い、東京都から毎年100億円超の財源が地方の税源偏在を解消することに使われた。このような対応は、厳に慎まなければならない。

ところが現在、国や全国知事会における学識経験者の検討会等では、地方税である法人住民税の一部国税化といった、特別区を含む都市部の財源を狙い撃ちにするような案が議論されている。検討されている案によると、都区財政調整交付金の原資である市町村民税法人分が減額されることになり、当区においては単純な試算で年間10億円を超える減収になる恐れがある。

千代田区では、急激に押し寄せる高齢化への対応や、保育園の待機児童対策等次世代育成への取り組み、昼間人口と夜間人口の格差が17倍という他に類を見ない地域特性による帰宅困難者対策、防災対策や放置自転車対策など、大都市特有の財政需要が顕著になりその対応が急がれている。このような実態を勘案すれば、単に税収の多さのみに着目して財政的に富裕であると断ずることは適当ではない。

地方の財源偏在を地方税による調整で解消しようとするのは、地方財政が直面している問題の根本的な解決にはつながらない。よって、千代田区議会は、国会及び政府に対し、限られた地方税源の中で財源調整を行うのではなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
(送付先) 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣

職員給与に関する報告及び勧告に関する決議 (10/17可決)

給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適

正な給与を確保する機能を有するものである。この趣旨に則り、特別区においては、特別区人事委員会が職員の給与水準について勧告を行っており、本年も平成25年10月9日に、「職員の給与に関する報告及び勧告」が報告されたところである。

これによると、特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間の特別給(賞与)の支給割合とおおむね均衡しており改定なしとしているが、月例給については、職員の給与が民間従業員の給与を上回っている588円、0.14%の公民較差を解消するため、給料表の引き下げ改定を求めている。

一方、政府は、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」でデフレ脱却を目指す方針を掲げ、これらの経済政策を暮らしに反映させたいとしている。さらに、首相は、賃上げ、一時金で経済を良くして多くの国民が景気の変化を実感できるように協力してほしいと、経済団体に働き掛けてきている。

このような、社会経済情勢の中、千代田区議会としても、公務員の給与について、景気回復につなげる視点から検討することも必要と考えている。

ついで、今後、勧告に当たっては、現行の「職種別民間給与実態調査」に基づき民間従業員の給与等の実態との均衡を図るとの視点だけでなく、直近の社会経済情勢への対応の視点を加味することについても、検討を求めらるものである。以上、決議する。

2020年(平成32年)オリンピック・パラリンピック競技大会に関する決議 (10/17可決)

このたび、東京都が2020年(平成32年)オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に決定された。この決定はこの上ない喜びであり、招致に向けて取り組んで来られた関係者の努力と熱意に敬意を表すものである。また、招致活動を支えてきた、都民・国民の熱い支援の賜ものであり、東京のみならず、日本全体の期待がかかっていることを実感し

たところである。

東日本大震災の被災地の復興をさらに加速させ、ハード面のみならず「心の復興」をも成し遂げるとともに、平和でよりよい世界の実現に貢献していくことが重要である。

また、パラリンピックの開催都市に相応しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、文化芸術の振興を図りながら、観光都市を目指して「おもてなし」に磨きをかけることも必要である。

今後は招致から開催準備へと移っていく。オリンピック競技大会開催概要によると、千代田区では柔道が日本武道館において、自転車競技(ロード・レース:スタート)が皇居外苑において、また、ウエイトリフティングが東京国際フォーラムで開催される予定である。世界のアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できる環境を整えることは当然であるが、さらに、千代田区は、日本、東京の中心、「顔」として世界から訪れる人々に日本の文化や伝統を伝え、我々の持つホスピタリティを発揮することこそ、大切である。

本区としても、ハード、ソフトにわたる幅広い観点からの検討や準備が必要であり、また、関係者のみならず区民や事業者等が連携、協力し一体となった取り組みが重要である。よって、千代田区議会は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、千代田区全体で取り組む体制づくりを強く求めるものである。以上、決議する。

本会議における討論(要旨)

今定例区議会では「2020年(平成32年)オリンピック・パラリンピック競技大会に関する決議」の議案を採決するにあたり、討論がありました。その要旨をご紹介します。

【反対の意見】

オリンピック精神の表現の場となることを心から願っている。しかし、大会組織委員会立ち上げ前に、なぜ決議なのかの根拠が不明確である。おもてなしは必要だが、それは区民生活の安定があつてこそだと思ふ。今、区